

第7回 行政手続部会 第2検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年3月23日（金）9:59～11:14
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（主査）、高橋滋（部会長）、野坂美穂
（専門委員）川田順一、堤香苗
（政府）川村内閣官房日本経済再生総合事務局参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、辛嶋内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、満塩政府CIO補佐官
（事務局）石崎参事官、谷輪参事官
（ヒアリング省庁）筒井健夫 法務省 大臣官房審議官
村松秀樹 法務省 民事局商事課長

4. 議題：
（開会）
 1. 関係省庁からのヒアリング
・重点分野「商業登記等」（法務省）
 2. 関係省庁からのヒアリング
・重点分野「調査・統計に対する協力」（類似統計の集約・一本化等）

（閉会）

5. 議事概要：

○安念主査 それでは、第7回「行政手続部会第2検討チーム」を開会いたします。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

林委員、佐久間専門委員、田中専門委員は御欠席です。

それでは、早速、議事に入ります。本日は重点分野「商業登記等」について法務省からヒアリングを行います。

なお、設立登記については、日本経済再生本部のもとに設置されている「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」において既に審議されていることから、内閣の会議の間の重複を避けるために、本日は設立登記以外の商業登記を中心に討議したいと存じます。両者は密接にかかわるため、会議間でワンボイスとし、相矛盾した指摘とならないように前回と同様でございますが、第1検討チームの川田専門委員、また、日本経済再生総合事務局の皆様にも御参加をいただいております。

委員、専門委員の皆様には、法務省の御説明を伺ってから、それを受けて御質問等をお願いしたいと存じます。

なお、検討に当たり、事前に議論における論点を前回の議案を踏まえて資料1のとおり

メモにまとめ、法務省に対して通知をしております。

それでは、法務省さんより資料1に基づいて御説明をお願いいたします。20分程度でお願いできれば幸いです。

○村松課長 法務省民事局で商事課長をしております村松と申します。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、今、御指摘いただきましたように、お示しいただいている論点についての法務省としての御回答をお話させていただきたいと思ひます。

今いただいているところだと、資料1-2の部分にそれぞれ一つ一つの項目に分けて記載してございます。

まず資料1-2の1ページの部分からでございます。論点として24時間以内の処理実現で、かつ、役員変更登記の関係についての24時間処理を目指すべきではないかという御指摘をいただいております。法人の設立登記に関しましては、その設立をしやすくするという環境整備の観点から、24時間処理を目標とすることになっておりますけれども、それだけではなく、ほかの登記に関してもそれはよくないということで、役員変更登記等についても24時間以内の処理を目指すべきではないのかというのがいただいている論点でございます。

回答ですけれども、私どもといたしましては、まずはオンラインによる設立の登記に関して24時間以内の処理を目指すということとされておりますので、その実現のための必要なシステム開発あるいは印鑑届出義務の廃止等の制度改正が必要になってまいります。これは法改正を含む手当となりますけれども、こういったことがまず喫緊言われておりますので、そちらの対応を行っていくことにしたいと考えてございます。

ただし、設立登記以外の登記につきましても、もちろん登記の真実性の確保というのがございますけれども、迅速な処理を行う必要があるというのは御指摘のとおりでございますので、そういったものの業務の徹底的な電子化も図っていくことについては目標として考えてございまして、具体的には平成30年度から実施予定の登記情報システムというものがございます。これは商業登記だけではなくて不動産登記も登記がございますけれども、それらが一体となった登記の情報システムというものがございまして、この更改時期が迫ってございます。この更改に合わせて次のような業務の効率化、自動化の施策を実施する予定でございまして、こちらは平成32年度中の稼働は予定ということになってございますけれども、そういった施策を行う予定でございまして、この自動化の効果というものは、役員変更登記等についても適正迅速処理というものに資する効果が発揮される予定になってございます。

内容といたしましては、受付の登録、これは登記の申請がありましたら受付の登録をするという作業などがございまして、まずその受付の登録が自動化可能なものになってくるのか、あるいは商号の調査を入り口段階でございまして、同一本店同一商号というものの調査を、今はリスト的なものに打ち出して名前を検索しましてリストを打

ち出して、目で確認していくという作業をやっていると聞いておりますけれども、そういった作業も自動的にできるようにいたしましょうですか、あるいは申請情報と登記情報、既に登記されている情報の自動突合による調査工程の簡略化も行うということで、例えば役員のそれこそ変更登記、重任などの場合ですけれども、同じ方の名前になっているはずですが、そこにずれがないのかどうかといったことを自動的にここも、今だと完全に目だけでやっておりますが、機械的に調査工程が簡略化できるようにしようということ。

あるいは申請情報を用いた登記事項の自動作成機能とございますが、申請された情報をそのまま登記に反映させればよいという場合についても、今は手で打たなければいけないということになっておりますけれども、そこについては自動的にまずはテキストデータを入れ込むというようなことをできるようにする効果が見込める、そういう改修を行っているということでございまして、こういったものの対応を現状のところ考えておるところでございます。1番目についてはそういう答えになってございます。

続きまして2ページ目ですけれども、2つ目は本人確認手続の簡素化という論点をいただいております。前回も御指摘があったところですが、ID・パスワード方式というものを使うことで、技術的にはセキュリティーには配慮できるのではないかとということをお前提に、商業登記においても現状は電子署名、秘密鍵、公開鍵方式の電子証明書を使った方式になってございますけれども、ID・パスワードというより簡易な方法でできないのかという御指摘をいただいております。

回答ですけれども、前回のヒアリングの際にも申し上げましたが、商業登記というものの真実性の要請なども強く求められるという部分に配慮いたしますと、ID・パスワード方式は、セキュリティーのレベルとしては少し下がるのではないかと。その下にも書いてございますけれども、送られてきた情報が改ざんされていないことの確認、非改ざん性の確認というものに関しては、電子署名あるいは電子証明を使うというもののほうがすぐれているというものと私どもとしては理解しております、繰り返しになりますが、会社の代表者がどなたであるのかといった情報を悪用される危険がございまして、会社の資産が勝手に売却されるということも起こり得るものでございますので、真実性の要請がここは高い。そういう類型ではないかというのが私どもの理解となっております。

最後の段落「なお」のところでございますけれども、新しい経済政策パッケージでは私どものほうでもやりなさいということでは言われているところといたしまして、法人の印鑑届出、法人実印の届出義務の廃止というものがございまして、この廃止というのは印鑑のかわりに商業登記電子証明書もこれを使っていただくというのが前提で、そちらへの選択制あるいは任意制、任意の制度に見直すということをお言われてございます。そういった観点から、そうすると商業登記電子証明書はもっと、今より、さらに使いやすくした上で、さらに商業登記電子証明書との選択というものを認めていこう。全体としてはそういう流れで政策のパッケージというものが理解できるのかなと考えてございます。

そういたしますと、そういった方向といささかID・パスワード方式というのはずれる部

分がございまして、なかなかわかに難しいのかなと。繰り返しになりますが、真実性の要請というのが強くて、セキュリティーに配慮したほうがいいのかなという部分などを考えますと、ID・パスワード方式はなかなか直ちにそちらの検討を進めると申し上げにくい状況だということでございます。

3つ目ですけれども、3ページに移りたいと思いますが、添付書面の関係でございまして。添付書面をなるべく減らすほうがよいという御指摘は前回も部会長からいただいておりますところございまして、その中でも例えば死亡による役員変更届ですとか、あるいは株主リストというものを今、出していただいておりますけれども、そういったものについて添付情報を削除する、なくすという方向での考えができないのかという御指摘が御質問の論点となっております。

回答という部分ですけれども、これは前回、会議の席上でも申し上げたところかもしれませんが、まず死亡届に関しましては、今の実務上の添付書面として出されているものが戸籍とか住民票ではなくて、遺族の作成した死亡の届出という簡易な書面で多く利用されているところございまして、情報連携の仕組みを入れるのが1つの対応策だというのは理解もしつつ、より簡易なもので今、代替されているところがございますので、そういった観点から費用対効果も踏まえて、ここは検討させていただくということかなと考えてございます。

株主リストというものにつきまして、有価証券報告書等で代替できないのかという御指摘ですけれども、有価証券報告書を届け出している、有価証券報告書を提出している会社かどうかというのはもちろんございますが、それに加えて作成の基準時、必ずしも同じではないといった問題ですとか、有価証券報告書上の主要株主の状況と登記の株主リストに記載すべき株主の情報というのが必ずしも一致していない項目もございまして、完全に代替させるというのは難しそうだとございまして。

ただ、流用が可能な場合、これは確かにあり得るということで、法務省のホームページにおきましても、有価証券報告書でこのように配慮すれば変えられますよといった御案内をさせていただいておりますのと、また、同様に同族会社等判定明細書という税の関係でつくられているものかと思いますが、そういったものも代替可能なものに一応当たりそうだとございまして、こちらも含めて流用が可能な場合の記載例の御案内はさせていただいております。なので、これがあるからおおよそ添付書面から外していいというふうには言いにくいのですけれども、流用可能なケースについては御案内をするという対応はさせていただいております。

その下、「現在、多くの行政手続において」と書いてございますけれども、この下に書いている部分というのは登記の正確性があるからこそ、登記の後の手続で、そういう意味ではそれを前提に手続が進められるということでございまして、私どもとしては商業登記自体の真実性というものの確保は重要だと思っておりますところでございますということを申し述べてございます。

ただ、その問題と、しかし、不要な添付書面はつけなくていいというのは両立する話でもございますし、そこは添付書面をなるべく少なくするという方向性は異存ございませんので、それに沿って検討はもちろんしていきたい。全般的にはそういうつもりでありますということを申し述べさせていただきます。

続いて5ページですけれども、オンラインの申請率についての論点提示をいただいております。特に代理人ではなくて本人が申請されるオンラインの申請率がほぼ0%であるというところで、その原因を分析し、あとは目標を示されたいというのがここでいただいているところでございます。

回答ですけれども、6ページに本人申請のオンラインの申請率がほぼ0%であるというのは否定しようがないのですが、原因といたしましては商業登記電子証明書、これは法人のいわゆる電子証明書ですけれども、商業登記電子証明書を含めまして、個人も含めて電子証明書の普及がまだ進んでいないというのがもちろん大きな原因であろうと考えてございます。

そういたしますと、対策といたしましては商業登記電子証明書についての改善となっておりますが、その改善の内容といたしましては、1つは使い勝手の問題がございます。商業登記電子証明書を使うときのソフトの使い勝手が非常に悪いという御指摘を幾つかいただいておりますので、そういったところの改善ですとか、もう一つは利用のコストの問題がございます。今、1年間この商業登記電子証明書を使っていただくことになりまして利用料は7,900円ということで、割高ではないかという御指摘をいただいております。このあたりは私も単独でというわけにももちろんいかなのですが、何とかしてこのコストを見直して普及につなげることができないかということは、検討せねばならぬと考えてございますので、そういった対応をうまく後押ししていただいで、できるということになりまして、オンラインの申請が本人についてもできるようになるのではないかと考えてございます。

代理人に関しましては、そういう意味で電子証明書がある意味、浸透していますので、オンライン申請がされているわけですけれども、一般の会社も含めまして、一般の方にはなかなかそれがうまく進まないものですから、こういった取組が重要なのではないかと考えてございます。

3つ目ですけれども、これは若干の御紹介ということですが、先ほど御紹介した登記情報システムの更改、平成30年度から更改の作業を実施して、平成32年度には使えるようになるということですが、ここでは登記事項証明書や印鑑証明書などに2次元バーコードというものを印字することにしておりまして、2次元バーコードというのは簡単に言うとQRコードですけれども、そういったQRコードを印字することにしておきまして、そのQRコードの中に、2次元バーコードの中に会社に関する情報を入れておいて、これを読み取ることで簡単に利用して、申請につなげることができるといったシステムも入れようということを考えてございまして、全般的にオンラインの申請をしやすくする環境を整えた

いということですが、基本はまずは電子証明書自体の普及かなという感じではございます。

7 ページ目は、電子化・オンライン化の推進の中での補正の問題についてでございます。補正率が高いわけです。代理人の申請でも1割を超えていて、本人申請でもかなり高い水準になっている。その下に数字がございすけれども、高い水準になっているというところでございます、その原因がどういうものなのかというあたりの御指摘をいただいております。

回答部分が8 ページ目でございますけれども、こういった原因をサンプル的に調査した結果を見てみますと、例えば設立登記の補正の内容に関して見ますと、申請書に記載する商号といった部分ですとか、あるいは登記すべき事項として何を書くのかという部分の記載の誤りというのが非常に多く29件あります。それから、添付書面の遺漏、つけるべきものがついていないというのも多くございましたので、こういったあたりが比較的簡単に、何とか修正できないのかという感じがする部分でございます、「このため」と書いてございますけれども、設立登記について登記すべき事項の作成を支援する機能あるいは添付書面情報の事前確認の機能、こういったものをオンラインでといいますか、登記申請の作成支援ソフトの中に組み込んでしまおうということを考えてございます。

今、申請用のソフトで申請の情報をつくるということになりますと、基本的にテキスト情報でどんどん記載していくという形になるのですけれども、特殊な登記申請のルールに従ってつくってくださいということになっていますので、例えば商号は株式会社〇〇ですと書く部分がありますと、「商号」と書いて、そこから商号を書いていただくみたいな、この鍵括弧が削れるといきなりアウトみたいなことになっているのですが、なかなかそれが難しいと言われれば難しいところがございますので、そういったところに関してはお間違いいただかないように、そういう支援をする機能は今はないけれども、早目にこういったものをつけていくということで対応すると、補正率は下がっていくということで、補正率について減らす方向での努力を年間で2割ずつぐらい減る方向での効果が見込めるのではないかと記載してございます。

続きまして9 ページ目でございます。今度は電子公告の話になってございます。電子公告に関しましては、今、各企業のホームページに電子公告を上げていただきまして、それについてちゃんとホームページが公開されていたのかということ、調査機関で調査するという手はずになってございますけれども、これについてももう少し別の方法ができないのか。公共的なサーバーを別途用意するというので、そういった調査に関するコストを引き下げられないのかという御指摘をいただいているところでございます。

お答えといたしましては、こういった電子公告、改ざんすることがおおよそ考えられないような公共のサーバーを別に用意して、そちらにデータを上げていただくといった方法で電子公告をするということが会社法上、そういったことを認めるのかどうかということですが、そういった問題に関しましては電子公告調査機関の調査を不要とする、足り

るだけの安全性があるというのがどの程度のものなのかといったこと、あるいはサーバーを別途、恐らく国のほうでということになるかと思いますが、準備することになりますので、そういったもののコストとか、そういったことを踏まえての検討が必要になってくるのかなと考えております。

もともと官から民へという流れもあったので、恐らく各会社のほうでの公告を許容しようという発想でつくられてきた部分があるかと思いますが、そういったものと方向性が変わっているところがありますので、検討はいろいろと必要なのかなということが書いてあります。

10ページ、コストの計測のあり方に関しまして、行政手続部会の取りまとめの考え方に従って、特に事業者の作業時間をしっかりとということをお願いいたします。御指摘を踏まえまして事業者の作業時間を計測する仕方といいますか、方法を考えさせていただいて、そういった方向でやるようにさせていただきたいと思っております。現時点でまだどういう方法でやるかというのは、これから事務局と御相談させていただく話かなと思っておりますけれども、御指摘に沿う方向で計算できるようにしたいと考えてございます。

11ページ、その他の論点ということですが、先ほど来、何度か出ております商業登記の電子証明書の発行件数について、累計などを今まで御報告しておったのですけれども、よりわかりやすい有効な電子証明書の数といったものがどれぐらいあるのかという御指摘で、平成30年2月末時点で集計しましたところ、有効な商業登記電子証明書の数は2万9,151件となっております。1社1つということでもないものですから、もしかすると発行している会社数といいますか、数はこれよりも少ないのかもしれないところではございますが、一応こういう数になってございます。

以上が資料1-2に関する部分でございます。

それから、検討チームにおける指摘事項関連ということで、参考資料1-1と1-2があらうかと思っております。

参考資料1-1をごらんいただきますとコスト計測対象手続の確認の関係で、先ほども少し出ましたコストの計測の関係ですけれども、株式会社の設立の登記、株式会社の役員変更の登記の年間の申請件数の推移を出していただきたいと御指摘いただいております。そちらの関係が参考資料1-2というものがお手元に恐らくあるかと思っておりますが、そちらにございます。1年の各月に関する申請件数の推移を御確認いただける内容になってございます。従来、私どもも10月に計測いたしましよるかというお話を申し上げておりましたけれども、設立が参考資料1-2の1ページ、役員変更登記のほうがずっと数が多いですが、これが2ページ目となっておりますが、10月がそれほど何か特異な月というよりは、普通の件数が出ている月ということが御確認いただけるかと思っております。もちろん多い月というわけではないのですけれども、普通ということなのではないかということでございます。

それから、参考資料1-1の②にございますのは、オンライン手続とオンライン手続で

ない場合の補正率について、より細かい数字をとということで、そちらのほうが同じ先ほどの参考資料1-2の3ページ、4ページにお出ししているところがございます。

もう一点、諸外国での本人確認の現状はどうかという御質問を前回いただいております。趣旨といたしましては、日本は印鑑などで法人の本人確認を行っておりますけれども、外国では印鑑ではなくてサインで契約を例えば締結することが行われておりますものですから、そのあたり、外国では一体どう処理されているのかということをもし御存じならということといただいておまして、必ずしも法務省として公的に把握しているものがあるというわけではないのですけれども、一般的な知識として聞いているところを前提にお話しいたしますと、外国は確かに印鑑とかは使っておりませんし、例えばアメリカですと商業登記所に行っても結局、会社の代表者としてどの人がどういう権限を持っているのかということまでは登記で公示されていないようです。

そういう国は一体どうしているのかというと、いわゆる在職証明というふうに日本語で訳されたりするのですけれども、その会社なら会社自体の秘書役と呼ばれるような肩書の方が、このサインは我が社のこれこれの立場にある者のサインでありますという証明書を出すようでございます。その証明書がある意味、信じて、それに沿ってこの人のサインと同じだから大丈夫だろうという形で、外国のほうではサインについての証明というものが行われる例があるということで、アメリカとかの例だと思いますけれども、そういう進め方になっておるようです。簡単に言いますと、公的機関ではなくてある会社の一私人が証明するものを前提に取引するということなので、場合によっては不安だなということもあるでしょうし、その人の表明する保証的なものをどこまで信じられるのかという仕組みになっておまして、日本とはそういう意味で少し代表権の所在といったものについての確認のあり方が、そもそも全然違うのかなということのようでございます。

あと、この議論自体が出てきた背景は、恐らく日本だと法人の権限を例えば印鑑証明書を使って証明しましょうですか、電子証明書で証明しましょうということにしておりますけれども、そういったものを除いて各個人個人の例えば実印で、あるいは個人の電子証明書で、会社の本人確認に変えることができないのかという御指摘が背景にあって、こういう議論が出てきたと承知しておりますけれども、もしかしたらそういうことも可能なかもしれませんが、ただ、一般的な会社の方の反応を想像するに、自分の個人の実印ですか、自分の個人の電子証明書、今は余り使われていないからあれかもしれませんが、いろいろなところで使われることになった場合を想定いたしますと、自分の個人にかかわる重要なものを会社に預けて、それこそ会社のほうで管理してもらおう。必要に応じて部下に押しせるといったことが例えば印鑑であれば出てまいりますので、個人の実印なんかを会社に本当に完全に預けるというのでいいのか、何となくですが、なかなかそこには心理的にちょっと嫌だなと思う部分があるのではないかという気がいたしてございます。そういう意味でサインと印鑑あるいは電子証明書というものとは使われ方が違う部分がありますので、例えばアメリカでサインだけで何とか回っているのだからということで同じよ

うにできないかというのは、想像すると難しいのではないかという気がいたします。ここは若干個人的な想像もまじっているかもしれませんが、伺われていたところからするとそういうことかなと考えます。

非常に長々として申しわけございませんでしたが、以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、今、伺いました法務省からの御説明に対して御意見、御質問があればどうぞ。どなたからでも結構でございます。

○川田専門委員 御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

2、3質問を申し上げたいと思いますけれども、まず資料1-2の1ページでございます。24時間以内の処理実現ということで役員変更登記についても業務の徹底的な電子化を図っていくとの記載があるわけでございますが、その中には、あわせて紙申請については将来的にはなくしていくという意味も含まれるという理解でよろしいのかどうかというのが1点目でございます。

また、本人確認手続について書かれてある2ページを見ますと、選択制があたかも事業者にとって便利な制度かのようにあるのですけれども、実は電子申請と紙申請、両方大丈夫ですよということが、電子申請が普及しない原因になっていると我々は理解しております。つまり、別に法務省の手続だけではないのですけれども、紙でもいい、電子でもいいとなりますと、どうしても電子ではなくて簡易なものについては紙で申請をするという形になってしまって、電子化が進まない、電子化を進めようというところに水を差してしまうことになってしまいますので、選択制とはどういうものなのだろうかということが2点目の質問でございます。

3点目は1ページの申請にもかかわってくるのですが、添付書類の問題についてでございます。実務上、電子化がなかなか進まない理由を聞きますと、使い勝手の悪さに加えまして、実は添付書類については郵送してくださいとか、あるいは持参してくださいねと来ますので、それならば申請書も一緒に紙で持って行って説明したほうが非常に効率的だというのがあるようです。実はこの点が、電子化が進まない原因として大きいのではないだろうかと思っておりますので、添付書類を見直すといえますか、それを廃止するといえますか、そういう方向性もお考えなのかどうか。この3点についてお聞きしたいと思います。

○安念主査 ちょっといいですか。途中で申しわけないです。第2の点ですが、先ほど御紹介のあった今年度から始めて20年度にわたってに行う登記システムのオーバーホールがあるわけですが。それは今、お話が出たように紙申請はやめよう、直ちにやめられないだろうけれども、方向性としてはそういう方向でなされるオーバーホールなのか、それとも当面、見通せる将来においてはダブルトラックでいくということかでやるのか、それは私も関心があるので伺いたいと思います。

○村松課長 今の御指摘の点、書面の申請をなくしていく方向性なのか、あるいは2020年からの新しい登記システムはどうなのかというところなのですが、私が理解しております

ところでは、正直申し上げてまだ直ちに例えば印鑑をなくして全部商業登記電子証明書つきのもので申請してこいというような世界に一足飛びに行くのは難しいのかなと考えてございます。そういう意味で書面による申請の受付も可能な、処理可能な前提でのシステムも構築しなければいけないということなのかなと思っております。

ただ、正直申し上げて法務省としてといたしますか、登記を受ける側の処理の点でも同じなのかもしれませんが、オンラインで電子的にいろいろなデータをいただくというほうが私どもの事務効率上も望ましいのは間違いございませんので、できるだけそういった方向に誘導したいということは当然でございます。なので思いはそういう思いなのですけれども、しかし、ではいきなり2020年に全部オンライン化と言われると、またいろいろなところで別の御意見をいただきそうな部分がありますので、私どもとしてはなるべくオンラインを使っただけのような環境整備をしたいと思ってございまして、先ほど来、申し上げております電子証明書の利用コストですとか、使い勝手のよさですとか、まずそこを何とかしめんと申請がしにくい部分があると思っておりますので、そういったところはクリアしていきたいと考えているのですけれども、しかし、書面ではだめですということまではなかなか難しいのかなと考えています。

添付書面につきましても、これもなるべくオンラインで対応できるようにということは考えていきたいと思ってございますけれども、2020年に直ちにというような、なかなかそこまでのスケジュール感では検討できていないかなと思います。

○安念主査 2020年はさすがに私もリアリスティックではないと思うのですが、段階的にもせよ、5年とかそこらのタイムスパンで目標を設定して、しかし、ここになったらとにかくそこから先はペーパーでの受付はしませんというふうに全体の見通しを持っていくということでも現段階ではないということですかね。

○村松課長 5ページ目あたりに、先ほど御説明が漏れましたけれども、オンライン率の目標値はどれぐらいですかということを書いてございまして、代理人のほうは非常に高水準に来ておりますけれども、本人のほうは0%とか1.1%になっておりますので、これを伸ばしていくつもりでおりますが、例えば2022年時点でここまで本当に行けるかという御指摘があるかもしれませんが、目標としては法人の設立登記については25%、役員変更登記については20%程度オンラインでできたらいいというのが現状でございまして、ただ、こういった数値が実際にどこまでどう上がってくるのかというのがありますので、そのときそのときの進捗に応じての判断だと思えます。これが半分を超えてきたとか、7割を超えたということになれば、御指摘されているようなことは当然あるのだろうと思うのですが、今の時点では足元がこの数字でございまして、なかなかそこまでの検討にはなっていないということです。

○高橋部会長 ちょっと前後して後でまた最初に戻るかもしれませんが、今の話ですが、20%削減という目標があって、やっってくださいと各省にお願いしているので、法務省にもその所管について20%削減をお願いしています。この目標はどうやって達成される

のですか。

○村松課長 オンライン率、それから今回も出てきておりますが、補正率を何とかするという部分ですとか、あるいはバックヤードでの連携的な部分ですとか、ああいったものは相当効果的なのではないかと思っております、そういう意味で行政手続コスト、事業者側で実際に投下する時間をどうするのかという問題ですけれども、そういったところは実は結構削減は積み上げていけばできる部分はあるのではないかという気はしております。それに合わせて、ただオンラインもふやしていかないと、さらなる削減効果にはつながらないと思うのですが、できるところはあります。

○高橋部会長 10ページに関して、先ほど前向きに御相談してやっていただきますと言っていたので、安心はしました。しかし、ほかの省庁には今年度末にやってくださいとお願いしていて、その関係からは、ほかのところで計測ができていないところには4月中とお願いしているのです。この点、ほかの省庁との関係で示しがつかない。これは4月中にやっていただきたいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○村松課長 事業者の作業時間ということになりますので、やり方も先ほど申し上げましたけれども、御相談しないといけないなと思うのですが、恐らく登記所で把握しているようなデータではおおよそないので、想像するに恐らくどのあれも同じでしょうけれども、サンプルで聞くということで、そのあたりがうまくできるものかどうかというところで。申しわけございません。

○高橋部会長 ほかの省庁との関係でもぜひ確実に実行して頂きたい、こういう趣旨でお願いしたいと思っております。前向きに言っていたので、ありがたいと思っておりますので、そこはそれで。

そこで、目標達成を真剣に考えると、まずは電子証明書の普及率を上げるしかないですね。この点、20%というのは目標として低いのではないかと、本気で目標達成するには20%は低いのではないかと、思います。かつ、本気で達成しようとするれば、紙で出してきたよりも申請料を値引きする、オンラインで申請してきたら7,900円を例えば1,500円でいいよとか、そういう方策はありませんか。私などは、これで真面目に電子申請をやりたくなるわけです。他の省庁では、例えば、国税庁が実際に計画しているように、必要経費をより多めに認定してくれれば、これは電子申告をやろうという気になります。そういう意味ではインセンティブを与えないといけない。年1回ぐらいのぽつぽつとした回数申請について電子申請に切り替えるには、本当にインセンティブがないと実行できないのではありませんか。代理人は仕事として申請するので、1回、切り替えてしまえば簡単なので電子申請が普及するのは当たり前なのです。けれども、年に1回とか2回とか、ぽつぽつしか申請しない人というのはインセンティブがないと切り替えをしようとしません。そこは財務当局との交渉もあるかもしれませんが、明確なインセンティブを与えて申請率を引き上げることを目指さないと、上がらないのではないのでしょうか。

○村松課長 非常に効果的な施策になり得ると私ども認識しております、それを何とか

検討はしたいなどは考えているのですけれども。

○高橋部会長 財務当局との関係もあると思いますが、安倍政権の1つの目玉ですので、財務当局もそういう観点から説得していただきたい。ぜひ電子申請はインセンティブを与えないと上がらないのですと。国税庁だって着手したのですから、財務当局を説得できるはずなので、ぜひそういう方向を検討していただければありがたい、ということです。

○安念主査 財務当局との関係は、結構タフなネゴシエーションになりますか。

○村松課長 一般的にはそういうものだと思いますが。

○安念主査 もちろんそれはそうなのですから。

ほかにいかがですか。

○野坂委員 電子証明書を取得する上で、例えば代表者名であったり本社の場所などを事業者が提出すると思うのですけれども、その内容に変更があった場合というのは、現状では電子証明書は無効になるのでしょうか。

○村松課長 現状は証明事項に変更があったら失効する形だと思います。

○野坂委員 そうすると例えば代表者が急死したりとか、不測の事態で変更する場合などは、再度また手数料を支払う必要があるのでしょうか。

○村松課長 今はそういう形になっております。

○野坂委員 その現状をぜひ次の新しい制度にするときには変えていただきたいと思いません。

もう一つ、印鑑届出と電子証明書、選択制にする際の電子証明書を利用することの事業者にとってのメリットがどうしてもないといけないと思うのですけれども、費用面ではいかがですか。印鑑届出の場合にかかる費用というのは今のところ幾らですか。

○村松課長 結局、印鑑証明書を何回も取得していただくことに、印鑑を使えばそちらの方向になりますが、電子のものになりますと回数というよりは期間で1年間なら7,900円という世界になっていくということで、印鑑証明書が1通450円となっておりますので、それとの対比となります。ただ、電子証明書は先ほど来、御意見をいただいておりますように、もっと爆発的にという部分が出てきますと、また見え方が変わってくるというお話かと思えます。

○野坂委員 費用面でももう少し少なくするようにしていただきたいと思えます。

○安念主査 私からも伺いたいことがあります。今この問題については法務省さんにとっての拘束的なアジェンダというのが多分2つある。1つは設立登記の24時間完了というのは、いわば政治的にもはめ込まれてしまっているものでどうにもしようがない。これは御省にとってどういう意味で拘束的かということ、そちらのほうにとにかくリソースを割かなければいけないので、なかなかほかのところに完全に手が回るとはいかないという、それはそれで私どももわかります。

もう一つは、今年度から始まって20年までのオーバーホールがあって、これはどういう意味で拘束的かということ多分、今、足元でつまみ食いのここに直そう、あそこを直そう

ということをやってしまうと、そのオーバーホールの大きなコンテキストと整合しなくなって、かえってコストが高くなるとか、かえって混乱が起きるとか、そういうこともあると思うのです。ただ、それと矛盾しない形では何かできないのかなということなのですが、これは何度も申し上げていることで、おまえたちの言うことは百も承知だよとおっしゃるだろうけれども、設立の登記という比較的には複雑なものが24時間でできるのなら、比較的には定型的であろう役員の変更なんかについてはできるのではないかと思わざるを得ないというのがもう一点です。

もう一つは、紙で申請してきた場合も、機械で判読するなりしたほうが、当面のこととしても補正率を下げることに貢献するのではないかと考えるのですが、この点についていかがですか。

○村松課長 一番最初に言いわけを埋められてからコメントをさせていただくのは非常につらいところがございますけれども、まさにおっしゃるとおりでございます、なかなか施策が縛られている部分はあるのだと思います。ただ、我々も逆に今おっしゃいましたように、両立可能なところは進めていきたいと考えてございます。

その意味で、そういった施策、それから、2020年以降の新しい登記情報システムに変わりますけれども、そういったものを使った効果が出てくれば、もっと早くなるというのは間違いのないということだと思いますが、その結果としていわゆる役員変更登記に関しても、今までよりもかなり早くなるといったことは、我々としてもぜひそちらの方向にというふうには思っております。

ただ、現状、法人の設立登記については24時間でというアピールを内外にしなければいけないというときに、でも実は全部同じなんですけどというのは、いささか私どもとしてもなかなか約束しにくいですし、そういう物の言い方というのがいいのかどうかということもあるのかなとは思ってございまして、そういう次第でございます。

送られてくるものをなるべく電子化して、受けとめやすくしたいという欲求自体も我々は持っております、そういうことにしたほうがシステムをうまく利用して効率的に登記の処理をしていくというのは、大事なことだという認識はもちろんしております。

○堤専門委員 1点お聞きしたいのですが、今、電子化やオンライン化、例えば申請をしていくところなのですが、ホームページ等を見てこのようにやればいいんだなと知ることになると思うのですが、例えば人がナビゲーションやガイダンスをしてくれる。実際には商工会議所だとか、市のそういった産業の施策だとか、自分たちがやることになったら大企業は別ですけれども、中小企業はもう少し身近なところから入るのではないかと思うのですが、その際にホームページ以外のこういったことをガイダンスやサポートをしてくれるような仕組みというのは、何か法務省でお考えになってございますでしょうか。

○村松課長 中小企業の方たちなんかですと、各種の申請とか補助金的なものですとか、そういった申請をされるときに、商工会議所でサポートしたりというのがあるといのは

聞いたことがございます。

登記についてそういうものがあるか。私が聞いている限りでは余り聞いたことがございませんでして、なかなかそこまでのサポートはしていただいているのかなど。ある程度コストなども考えながら、こういうやり方がいいのかなというのは基本的にはホームページの充実と、作成の支援ソフトみたいなものを先ほど来、御紹介しているように充実させていこうというふうにしておりますけれども、そういったものが効果的なのではないかと考えてございます。

人がする支援みたいなもので結構お金がかかりそうな感じもいたしますので、どれぐらいできるのかなというところがあるかと思えます。

○堤専門委員　すごくわかるのですけれども、ただホームページを見てくださいますと、ホームページを見る人しかオンライン、電子化になると安いんだとか、メリットがあるんだなという意味で言うと、中小企業、いわゆる個人が例えば申請をすると、いきなり大企業なんてつくれませんから、一つ一つの小さな企業様をつくる時にこういった電子化等を考えるのだとすると、ぜひ政策の中に各種金融機関がいいのか、それともそういった商工会議所等がいいのか、いつも経営支援員とかは勉強会をやっていますので、そういった中にこれから起業、創業しようという方にも有益な情報として何か、確定申告の際でもいいと思うのですが、チラシとかに入れていくということにしないと、なかなか最初からこういったものに、特に個人が手を挙げることは難しいかなと感じましたので、意見としてさせていただきます。

○村松課長　確かに登記だけということになりますと、なかなか登記だけでというのはあるかもしれませんが、電子証明書の話とかは登記だけに使われるものではない部分もありますので、確かに御指摘のように普及させることを考えるのであれば、いろいろチャンネルはあるというのは御指摘のとおりかなと感じているところです。

○高橋部会長　今の3ページの話ですが、これはホームページだけではなくて書面に明記するというのはだめなのですか。法務省ホームページと書いてありますが、単にホームページを案内するだけではなくて、書面でこれは代替できますということを明記する。申請書式にです。

○村松課長　そういう意味では、申請書式などに記載する事項などをQ&A的な形で紹介している、そこにまさにこの話を載せております。

○高橋部会長　その書式の中にも、要するに、なお書きでこれは代替できますと刷り込んでしまえば、わかるのではないのでしょうか。

○村松課長　恐らく趣旨としては、そういうことになってございまして、普通に一から作成するとこういう書式でこのように書いてくださいますというのがありますが、もし流用可能なケースに関して言いますと、有価証券報告書の何ページというような、恐らくその部分を出していただく。変えて出す、流用して出すという形になるという趣旨でございまして。

○高橋部会長　そういうことはできますと書式の中に刷り込んでしまえば、申請しようと思っただけでわかるのではないのでしょうか。そういう話なのですから、ちょっと伝わっていないかな。

○村松課長　書式自体になってしまうと本当に1枚ぺらの紙でして、それを印刷するなり、そこに書き込んでということになるのですけれども。

○高橋部会長　例えば両面印刷で裏を見ると出てくるとかは無理なのですか。

○村松課長　無理ということではないかと思うのですが、どちらのほうがいいか、流用可能な条件などもいろいろ書かないといけなくなってくると思いますので、そういう趣旨で。

○高橋部会長　詳細はホームページを見てくださいますかといいわけです。

○安念主査　やり方はいろいろ工夫があると思います。

○高橋部会長　それから、最初ですけれども、安念主査がおっしゃった話と関係します。両立には単純な第1次審査は機械判読で行うというのが一番のやり方だと思うのです。複雑な書面で機械がはじいた書面は目視で確認するけれども、簡単なものは機械判読で処理してしまうというのは、両立可能だと思うのですが、そういうものは考えられないのでしょうか。

○村松課長　この登記情報システムの更改においてもある程度、その自動化を図るということを書いてございますけれども、例えば受付の登録の自動化をするですとか、調査の一部分について自動突合しますと書いてございますが、そういった部分での対応は可能なかなと思っております。

○高橋部会長　ですから、書面自体について定型的なものは機械で読んでしまって、読めないというふうに出たものだけは職員がきちんとチェックするという方法はあるのでしょうか。これは日本再生本部でもそういうことをお考えなのですから、それは無理なのではないでしょうか。

○村松課長　部分部分によるのかなという気がいたします。おっしゃっている方向性はわかっているつもりではあるのですけれども、では一体それがどの部分なのかというところの受けとめの部分がありまして、それで流れるようにと言うほどのことにはならないのかなという印象を抱いているので。

○高橋部会長　例えば部分的にも導入する方向は御検討いただけないかというお願いだと思います。そういう方向性で御検討いただいて、部分的にできるものはやっていくことは御検討お願いできないかという話です。

○村松課長　なるべくということではもちろん考えておるのですけれども、それが一部分、ここでは実現方向だという御紹介です。

○安念主査　それはオーバーホールの中でどう位置づけるかという話になりますね。これだけ特出ししてやるような話ではないので、その点は全体のシステムの関係だから、ここだけやるとかえってコストが高まるということは十分あり得ることでしょう。その点も勘案して御検討いただきたいと思います。

この点は、登記には登記の特殊性があるのは当然のことです。とは言っても、霞が関全体というか政府全体が取り組んでいることなので、本日オブザーバーで参加していただいている皆様に伺いたいことがあるのです。電子署名とID、パスワード方式の優劣はやや神学論争めいてきて、我々法学部しか出ていない人間がどれだけ議論してみてもしょうがない話なので、この点についてIT室さんはどういう御見解でいらっしゃるのかをIT室さんに伺いたい。もう一つは、ほかの点に触れていただいてもいいけれども、オンライン申請率について、いささか法務省さんには申しわけないのだが、志が低過ぎはしないか思っているのです。その点、再生本部での御見解がどうであるか、それぞれ伺えたらと思います。

○奥田参事官 電子申請、申請のほうの証明書の関係ですけれども、我々も何から何まで電子証明書ということで考えてございません。ID、パスワードであったり、今もカード払いのときにレジで、電子サインで書いたり、みたいなこともあると思うのですが、ああいいうもので構わないというところは当然あると思います。

ただ、手続によってどのレベルなのかしっかり一個一個確認した上で、これは電子申請書の必要なものなど、レベル感に応じた証明の対応というのは必要かと思えます。なので、商業登記がどのレベルなのかというのは、今後いろいろと検討させて、調整させていただくと思えます。全部一方向に振れてしまうと、全部何から何までID、パスワードであったり署名であったり、何から何まで電子証明書ということになってしまい、そういうことではないと思えますので、そういった方向でのガイドも今、作成させていただいているところです。

技術的などところについては、CIO補佐官の満塩から説明になります。

○満塩政府CIO補佐官 若干技術的などところも含めてですが、今、我々が見直しているところは、1つの制度の中で1つだけの方式をとるということではなく、1つの制度の中に個別の手続がございますので、その手続ごとに対応して見直してもらいたいと思っております。

我々が、見直しているところの趣旨としましては、申請者の利便性の確保ということと、もう一つは、IT環境にはWindowsだとかMacとかいろいろあり、PCもありますし、タブレットもございます。今後、携帯電話等も一層普及してくると思えます。そのような様々なIT環境で、実は電子証明書というのはいかに全部使えるかということ、使えないIT環境も多くございます。逆に、電子認証は比較的使えるところも多く、最近、研究されていますので使える範囲が広いということもございます。そういった意味では電子認証を活用することによりIT環境の多様性を確保したいということで検討しているところでございます。

若干、個別の手続の話申し上げますと、今、登記のお話でしたが、電子署名で申請をすることをいけないと言っているわけではございません。一定程度の厳格なもので、例えば、実印と印鑑証明書を求めているものは、リスクがあるのでそうやっていると思われるので、電子署名は必要だという話があるとともに、例えば個人の印鑑証明書の取得のときには、印鑑登録カードというものを自治体から、登録の時にもらっており、印鑑証明書も、これは本人しか取得できないということになってはいますが、身分証確認ではな

くて印鑑登録カードの確認ということで手続が行われています。このように、単純に全ての手続で電子署名を求めるのではなく、電子認証と連携をしながら、言い換えれば、電子認証を活用していくということもあるのではないかと考えております。なお、この見直しは、登記だけではなく政府全体として見直しを進めていくというものでございます。

あと、非改ざん性の話も本日の資料にありましたが、非改ざん性も、本人の電子署名ということをお話されていると思うのですが、これは2つ方向性の議論がございます。もっと強化するためには第三者の電子署名が必要ではないかという議論もございますし、逆に電子認証をした上でデータを保全する、セキュアに保管するということでも、一定程度の非改ざん性が確保できます。これも全てを同じ方式にするということではなく、バリエーションがあるというのが最近の技術の認識だと思っておりますので、今後、検討いただければと思っております。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

川村さん、何かコメントありますか。

○川村参事官 再生事務局です。

私どもは印鑑と電子証明書、我々は印鑑を任意化するということで手続を1つ減らせないかという観点から取組をさせていただきます。その中で印鑑は認証と証明書という2つの機能が果たしていると言われております。認証というのは申請する本人が受け付ける登記所、法務局との関係で、本人を確認する鍵のような機能を持つもので、印鑑は実印登録されているのは、そもそもはその機能であると理解しております。その付随的な機能として、この印鑑証明書はこの人のものですよという証明書を法務局さんで発行されて、それが第三者に対して確認がとれるという2つ目の機能があると承知しております。そういう意味で電子証明書はどちらかといいますと後者の機能、今、印鑑が民間の間の取引で本人確認をする手段として非常に有用であるため、そこを手当するのは電子証明書が必要であろうという観点から、電子証明書の普及促進などをあわせて図っていくことが必要ではないかと考えております。

一方で本人確認のところについては、必ずしも電子証明書である必要性がないとも言えます。先ほど電子署名というお話をいただきましたけれども、電子署名はアプリケーションがあって、それにパスワードを入れて署名を付すこととなりますので、それとID、パスワード方式の違いは、どれだけセキュリティーを高めるかの違いでございます。ID、パスワードでも二重パスワード方式というやり方でセキュリティーを高める方式もあります。例えばワンタイムパスワードをもってIDとパスワードを2つ持つというような、2回パスワードを要求する。銀行の送金手続とか、そういうときにはやっておられます。例えばシンガポールの裁判手続の際は携帯電話にSNSでワンタイムパスワードを飛ばすというやり方で二重パスワードでセキュリティーを高めるというやり方がございます。一概に電子署名と認証でセキュリティーのレベルの高さというのは一概には言えないというのが実

態であろうと思います。そういう意味では要求されるセキュリティー水準といえますか、今回、リスクに応じてどれだけのセキュリティー水準を求めるかという手法の問題であろうと思います。

それと先ほど来の法人設立登記に24時間ということがあるので、ほかのものはちょっとというお話がございますけれども、これは相当程度、両立可能な部分があるのではないかと私どもも考えております。若干ここは議論が分かれる部分がございますが、つまり専用ラインといえますか、優先処理をしてやる場合は二律背反する部分がございますが、混載処理をしている場合は双方が足を引っ張り合うという要素がございますが、それが双方補正率を減らして処理を高めていくというのは相当効果的であります。滞留している時間は何だろうかというのが我々も御議論されている中でなかなかまだ解読できていない部分でございますが、双方処理を電子化によって高めることによって24時間以内を両立することは、相当程度できるのではないかと期待しているところではございます。

その中で本日は相当前向きな御意見を法務省様からいただきまして驚いているところではございますが、法人設立を議論しているときには機関設計は相当難しいので、なかなか優先株とか非常に難しい審査をしなければいけないので、自動化は難しい。しかし、件数の多い役員の変更登記のは自動化もできる要素が高いのではないかと。確認する事項が相当限られていて、明確な場合はかなりプログラムによってホワイトリスト化して処理の自動化、人による確認を少し飛ばすということにつながりやすいものだと言われておりますので、そういうものをできるだけ前向きに検討していただくことによって、双方の両立というのは実現しやすい領域ではないかということ、引き続き期待をしているところではございます。

そういう中で、可能な限りオンライン化が進むことによって、その処理の迅速化は相まって高まっていく部分であろうかと思っておりますので、そこはぜひ野心的な目標を掲げていただけると非常にありがたいと思っておりますのでございます。

○安念主査 別に応援団として呼び出したわけではないですよ。こういう世論もある。

登記に、権利であれ法人であれ、高度の真実性が要求されるのは当たり前の話です。ということはつまりリスクが非常に高いということなので、慎重に考えなければいけないというのも当然のことです。しかし、これはいずれにいたしましても技術で解決するしかない話なので、ロイヤーがどれだけ議論していてもそれだけではらちの明かないことです。御省においても政府CIO補佐官と御相談の上で御検討いただきたいと思っております。政府には遠藤政府CIOがおられますが、各省にはそれぞれITに対して知見のある政府CIO補佐官が配置されているかと存じます。とりあえず、その方との御相談になると思っております。いろいろリソースはあると思っておりますけれども、またその点はよろしく願いいたします。

それと個人的な体験に過ぎませんが、最近、商業登記のオンライン申請とはこういうものなのかと思ったので、ちょっとご披露いたします。私はある会社の社外取締役をしておりまして、いつも取締役会の議事録は電子署名なのです。ところが、今回に限って紙で打

ち出すので判こを押してもらわなければいけないので、判こを取りに行くからと言われて、どうしたの、いつも電子署名じゃんと言ったら、弊社は指名委員会等設置会社で会社法上の執行役がいるのですが、執行役を選任したので、その登記をしなければいけない。その登記をするについては紙ベースで持っていかなければいけないと言うのです。それで、おかしいじゃん、オンラインでできるじゃんと言ったら、できるのは知っているのだけれども、非常に面倒なので、そうそうあることではないから紙でやっているんだと言ったのです。

弊社は実は、数百人のIT技術者だけいる有力な子会社を持っているところで、とはいえ、余りにも縦割りがひどい会社だといつも言われているので、ちゃんとした連絡はしていないかもしれないけれども、そういう会社でもそうなのかなと思いました。これは法務省さんが悪いという話をしているわけではもちろんないのだけれども、世の中で起きていることの現実の一端ではあるんだなと思って、ちょっと驚いた次第です。専ら弊社がだめなだけかもしれません。私も関心があるので、会社の連中によくよく聞いてみようと思っています。ひょっとすると、単に心理的なハードルが高いだけでそうしているのかもしれませんが、こここのところはいろいろ考えなければいけないと思いますが、そういうこともあるということですので、きょう出ました意見をいろいろ踏まえていただいて、特に技術で解決するしかないところは技術屋さんと御相談の上で、またよく御検討いただきたいと存じます。

どうぞ。

○川村参事官 今、安念先生からお話があった技術屋さんとの相談というところは非常にポイントだと思っていまして、私が民間の弁護士でITでシステムでリーガルテックに取り組んでいる方にヒアリングをしたところ、単に法律的事項を技術屋に問うと、その形に従って技術屋が非常に難解にシステムをつくる。法律と技術両方を知っている人間がいないと効率的にシステム化はできない。双方の知識があれば簡単なプログラムのつくり方、要件に沿ったつくり方で、工数も減ってコストも下がるというやり方があるという非常に示唆に富むお話をいただいています。技術屋に丸投げしてもいけないし、技術屋から法律家に丸投げしてもいけないし、そこは双方知恵を出し合っているいい答えを探すとコストが下がるというようなお話をいただきました。

また、先ほど申請のところ非常に難解だというお話も御指摘いただきましたが、まさに申請率が高くないのは証明書だけの問題ではなくて、最近はやりの言葉で言うとUXとかUIといったところが、政府がつくりますと民間企業のぼちぼち押してできるシステムに比べて相当何でもできるのだけれども、簡単にできないというシステムになりがちなところがあるようでございまして、そこもあわせて見直すことによって、双方win-winで、受け取る側もより申請してもらって処理も早くなるし、申請もしやすくなるという両立もあわせて考えていただく必要があるのかなというのが、いろいろ話を聞いていると私どもでも承知しているところでございます。

○安念主査 両立できる人というのはいるものですかね。村松さんはどうなのですか。

○村松課長 私は法律すら危ういからです。

○安念主査 御謙遜だな。

○村松課長 ただ、IT室の皆さんともそういう意味では我々の持っている位置づけをよく御理解いただいて、全般に本当にそうなのかというのは確かにあると思いますし、いろいろとランクづけがあって、それに応じたセキュリティーなんだという御説明をされていたように聞きましたので、そういったところはしっかり共有していきたいと思っております。ID・パスワード方式で、もちろんそれ以外もCIO補佐官の方たちとしっかり御相談しつつやらなければいけませんし、技術に走り過ぎてもよくないし、法律に走り過ぎてもよくないというのは、それはそのとおりにかなと思って伺っていましたので、努力したいと思っております。

○安念主査 どうもいろいろありがとうございました。

本日のところはここまでとさせていただきますと存じます。

日本経済再生本部においても、並行して法人設立オンライン・ワンストップ化を議論しておられるところであると聞いておりますが、その内容も踏まえつつ行政手続部会において引き続き議論をした上で、基本計画の改定をお願いしたいと存じます。

日本経済再生本部、行政手続部会、さらにはIT戦略本部が連携したワンボイスでの議論に努めたいと思っておりますので、法務省さん初め関係部局におかれましても、引き続き御協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(法務省退室)

○安念主査 それでは、次の議題に移ります。重点分野「調査・統計に対する協力」について、2月の第2検討チームから引き続き類似調査の集約・一本化についての議論をいたします。では、事務局からこの間の経緯について御説明をいただきます。

○石崎参事官 それでは、資料2-1をごらんください。「類似統計の集約・一本化等の対応方針(案)」とございます。この案につきましては安念主査、高橋部会長と御相談の上、前回の議論を踏まえて人事院と厚労省に投げた案でございます。

読み上げますと、人事院、厚労省、以下の削減方策を行うことで事業者の行政手続コストを20%削減する。

①双方の調査対象が極力重複しないようにサンプル調整を行う。

②調査項目を極力減らす。

③オンライン調査を導入するとともに、両省が協力し、民間ソフトウェア会社と連携し、調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えた人事・労務ソフトウェアの開発・普及を進める。

③につきましては、要すればこれまでありますような人事・労務ソフトウェアから調査票に従った形で調査票がプリントアウトされてくるということで、人事、給与等の入力を一度行えば、改めて調査票に記載することがなくなるようにする。そういったことを人事

院、厚労省に検討をお願いいたしました。

資料２－２と資料２－３でありますけれども、人事院と厚労省からは基本的に肯定的な回答を得ております。

資料２－２は人事院からであります。①について厚労省の調査と極力重複しないようサンプル調整を行う。それから、②は現在の調査項目の必要性について改めて精査し、必要不可欠なものに限定する。③はオンライン調査を導入するとともに、厚労省が現在、活用、検討している調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えた人事・労務ソフトウェアについて、人事院においてもその活用ができるよう、両省でデータの仕様等について調整を行った上で検討を進めることとしたい。

資料２－３が厚労省からでありまして、同旨の回答を得ております。①は全く同旨であります。②につきましては先般、厚労省から御回答がありましたとおり、事業所票における新規学卒者の初任給に係る調査項目の廃止について検討しており、オンライン調査の導入など、本調査に関する他の見直しとあわせて実施することを念頭に統計委員会に諮ることとしたい。③としては、これは人事院と同旨でありますけれども、今後、導入予定のオンライン調査においては、電子調査票として取り込むデータ仕様を開示し、民間ソフトウェア会社が開発している人事・労務ソフトウェアに対して、調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えるような勧奨してまいりたい。データ仕様については人事院の調査においても活用できるように、両省で調整の上、検討を進めることとしたいということでございます。

以上でもって給与、賃金関係の調査については、大体の検討はよい方向になったのかなと思っております。

以上であります。

○安念主査 何か御意見はございますか。

○高橋部会長 削減コストは出るのですか。

○石崎参事官 削減コストも、ほかの統計も20%削減ということで出してもらっておりますので、人事院、厚労省に対しても同じように出してもらいたいと思っております。

○安念主査 最初は基本的にゼロ回答だったわけだから、事務局に随分頑張ってもらって、この2つをすり合わせていただきました。現段階ではこういうことでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

類似調査の集約・一本化の対象となった人事院、厚生労働省、財務省におかれては、これまでの議論を踏まえて基本計画を改定していただくことになると思います。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡をさせていただきます。

○安念主査 本日の会議はこれで終了です。

委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままお待ちください。